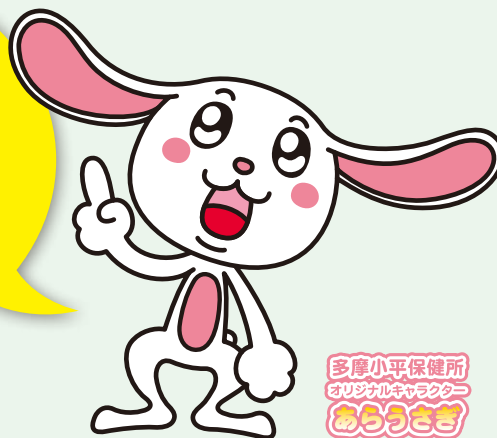


全ての飲食店で 標識の掲示が 必要です



健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、店内禁煙の場合は禁煙標識を、店内に喫煙室がある場合はその喫煙室の種類に応じた標識を店の出入口に掲示する**義務**があります。

標識(シール)は
保健所で配布
しています



**原則
屋内禁煙
です**

詳細についてはホームページを御覧ください。 多摩小平保健所 受動喫煙防止

検索

出入口に掲示する標識の例

店内全面禁煙 の場合（原則）



店内の一部に喫煙 専用室※を設ける場合



※喫煙専用室内では食事等、喫煙以外の行為はできません。

★喫煙室に20歳未満は立入禁止

店内の一部に加熱式たばこ 専用喫煙室※を設ける場合



※加熱式たばこ専用喫煙室内では食事等、喫煙以外の行為もできますが、喫煙できるのは加熱式たばこのみです。

★喫煙室に20歳未満は立入禁止

この他に以下の標識があります。

- ・喫煙可能店（室）：従業員がいない既存小規模飲食店 **★20歳未満は立入禁止**
（※保健所への届出が必要）
- ・喫煙目的店（室）：喫煙を主目的とするバー、スナック等 **★20歳未満は立入禁止**
（※主食の提供がなく、たばこの販売許可を得て対面販売をしていることが必要）

※詳しい要件等につきましては、保健所へお問合せください。

喫煙室を設置する場合

次の基準に適合するものにする必要があります。

1. 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。
2. たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
3. たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

屋外に喫煙場所を設置する場合

周囲に受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務があります。



屋外でも周囲に人がいる場合は配慮し、喫煙を控えてください！